

別表1

区 域		建 築 物 の 取 り 扱 い				
特 別 地 域	特別保護地区	許可しない				
	第一種特別地域	(ただし、公園利用計画に基づくもの、既存建築物の建て替え、学術研究等、公益上必要と認められるものを除く。)				
	第二種特別地域  (第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については、つとめて調整を図ることが必要な地域)	高 さ	建 ぺ い 率		容 積 率	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な展望地からの展望を著しく妨げないものであること。</li> <li>● 山稜線を分析する等、眺望対象に著しい支障を与えるものでないこと。</li> <li>● 屋根及び壁面の色彩並びに形態が周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。</li> <li>● 分譲地等については、規制範囲内でそれぞれの規制に従うものとする</li> <li>● 他法令の規制がある時は、その規制に基づくものとする。</li> </ul>
		13m以下	敷地面積			
500㎡未満			10%	20%		
500㎡～1,000㎡未満	15%		30%			
1,000㎡以上	20%	40%				
第三種特別地域  (特別地域のうちでは、風致維持の必要性が比較的低く、特に農林漁業活動は、風致維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域)	第二種特別地域と同じ	20%		60%		
普通地域  (特別地域以外の地域)	15m	50%		200%	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 後退距離(セットバック) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園用事業用道路 <u>20m</u>    ・その他の道路 <u>5m</u></li> <li>・隣地境界線 <u>5m</u></li> </ul> </li> <li>◎ 土地の地形勾配 30%以下</li> <li>◎ 建築面積 2,000㎡以下(一棟あたり)</li> <li>◎ 集合住宅等は1戸当たりの敷地面積 250㎡以上</li> <li>◎ 一建築物の延長は<u>50m</u>以下とする。</li> <li>◎ 原則として5m以上の緑地帯を設け、高木を植栽する。</li> </ul>	